

第七回 参議院地方行政・内閣連合委員会會議録第二号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)午前十時五十一分開会

本日の會議に付した事件

○地方財政委員会設置法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政・内閣連合委員会の連合委員会を開会いたします。昨日に引続きまして地方財政委員会法案の予備審査を行います。御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 第三條に「一、二、三、四号とありますが、その二号の終りに「助言する」ということ又は第三号には「意見を申し出る」というような言葉があるのですが、それはこの分つたような分らないようなことなんでしょうか、助言するというのはこの意見を出して出してというは区別して書いてあるのですが、助言するといふのは、どういふ程度のものであり、意見を申し出るといふのとどういふふうに違ふのかその点を一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 助言と申し出すのと意見を申し出ると申しますのは、大体実質的には変りはないのでございます。ただ言葉を使い分けました心持ちは、助言をするといひますのは、上から下と申しましてはちよつと語弊があると思ひますが、國の方から地方団体側に対していう。こゝういふふうな意味でございまして意見を申し出るというのは地方財政委員会から政府に、或いは國會なりに對して意見を申し出る、こゝういふふうな意見を

申し出るという言葉を使つたわけでございます。

○政府委員(小野哲君) 昨日のこの連合審査会で河井さんから御質問がありました。この法案の第六條の委員の任期の問題がございました。その際御答弁申上げたのでございますが、多少私誤解をしておつたような点もあるように存じますので、今日改めて秋田次長から御説明いたしたいと思ひますが御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) この委員の任期は三年とするを書き放しにしてございまして、或る委員が退職いたしましてその後に選任される委員は、それ／＼その委員が選任された日から三年間任期がなるのでございまして、昨日前委員の任期だけしか任期がないと申上げましたのは誤りでございまして、恐縮でございまして訂正させていただきます。

○河井八君 分りました。

○委員長(岡本愛祐君) この法案はこの前提出された地方行政調査委員会法案の審議の際に、当委員会におきましていろいろ御質疑がございました。その点を政府はそのときにいろいろの理由で弁解しておられたのですが、今度はその取入れでその点がよく善処してある点が見受けられることは、当委員会として満足に思ふ点であります。それは一つはこの委員が國會の閉会中兩院の議決を経ることができない場合に欠員があつた場合はどうするかという規定が、地方行政調査委員会

にはなかつたのであります。今度はその点を付けておられます。それから議事の運営につきましては、五五人の委員であります。この前の調査委員会の方におきましては四人出席すれば議事が開かれる、で委員長も委員の中から出ておるのであります。委員長も一人の人が二票、それから委員二人の人が二票となつたときによつて今度は委員長たる委員が採決しますから、結局委員長は一人の同意の人があれば決るといふことは余り民主的でないじやないかといふことを指摘しました。今度のこの規定は委員會は委員三人以上の同意を以て會議を決するとなつておりますからその点も解決がついておられます。そういう点は改善されておるのであります。併し待遇が非常に違つておられる。今度の委員は國家公安委員即ち國務大臣と同一の待遇を受けることになつておられる。地方行政調査委員會の方に対するところの待遇は選挙管理委員會の委員の待遇と同一である。そういうことは非常にちがひがなのです。地方行政調査委員會の委員といふのは非常に重い職務でありますから、選挙管理委員會の委員のよりうな待遇ではないか、國家公安委員と同等にしなければならぬといふことを委員から意見が出ておつたのであります。それは本多國務大臣の答弁として成るべく近い中にそれを改善をするといふことをいつておられたが、

この方は國務大臣待遇であるがこの委員と同一、否同一以上と思はれる地方行政調査委員會の方の委員の待遇はそのままであることは甚だ片手落ちであると思つておられます。この点に關して小野政務次官から答弁を願ひます。

○政府委員(小野哲君) 今回のこの法律案におきます委員の待遇についての御質問でございますが、地方行政調査委員會の方の御審議を願ひました際に待遇をもつと上げてはどうか、こゝういふ御意見もあり、政府もさうな氣持を持つて参つたのであります。ただ地方行政調査委員會とこの地方財政委員会とを比較して考えてみますと、その委員の勤務の状態が地方行政調査委員會に比較いたしまして常勤の關係もあり、又この所掌する仕事は執行機關としての権限を行使するといふふうな關係もございまして、この際地方行政調査委員會と多少の違ひを設けてもよいのではなからうか。本委員会における御意見の程は重々承知しておつたのでございますが、今申上げましたような点から考えまして、關係方面とも種々協議をいたしまして結果、この法律案に定めておられますような工合にいたしました次第でございます。

○西郷吉之助君 第四條の第二項「委員会のみによつて審査される」と特に断つてあるんですが、それはどういふ意味ですか。

○政府委員(秋田保君) これはこの法律によりまして委員会が処理する権限

を與えられた事項、例えば前條の十二号の平衡交付金の各地方団体に対してする額を決定する、こゝういふ決定をいたしますれば、この場合には更に内閣なり外の行政機關から、この決定を覆すといふことはできない、委員會の決定そのものが、最終になるということをはつきりしたわけでございます。

○西郷吉之助君 今の御説明の中に決つた平衡交付金の配分についての裁定ですか、それとも平衡交付金の總額を決めるとき決定のことですか。

○政府委員(秋田保君) 各地方団体に配分いたしますものを決定する場合でございます。

○西郷吉之助君 昨日日本多國務大臣に私は質問したのですが、平衡交付金はここに總額を見積るだけであつて決定権はないといふことであつたのですが、大臣の答弁は頗る遺憾であつたので、今日は小野政務次官乃至は次長からその問題について伺ひたいので、總額を見積るだけで、決定した額は総額を配分する権限はありますが、私はその一番の欠点は、財政委員会が、最後の決定権がないといふことだと思ふ。従つていろいろの理屈はつくつかも

しれないが、實際には、いろいろの場合に牽制されて思ふような金額が取れない、こゝういふようなことから、地方税の方に、非常に増徴しなければならぬといふようなことが出て来るのです。その点をどういふふうにお考えなのか。

○政府委員(秋田保君) これはこの法律によりまして委員会が処理する権限

○政府委員(小野哲君) 只今西郷さんの御質問は、誠に御尤もだと存じます。でこの平衡交付金の総額を決めます場合におきましては、どうしても国の予算として計上する必要があるもので、予算の編成権を持つております内閣の所屬にあるものと考えております。従いまして、この法律案の第四條第一項の第十二号にもござりますように、総額を見積つてそれを政府の方へ出す、併しながらその総額が決定いたします場合においては、勿論その間において、具体的に政府との間に折衝が行われることはこれは申すまでもないのであります。ただ総額が決定いたしました場合における、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定する、この権限は先程西郷さんが御指摘になりました第四條第二項の規定によつて、他の行政機関の容喙は許さぬ、こういうことになつてゐるのであります。この点につきましては、只今平衡交付金の総額を決める場合における内閣と、地方財政委員会との運営の問題につきましては、十分に考へて行かなければならない具体的な問題が起るだろう、こういうふうな考へるのであります。この法律案の建前といたしましては、地方団体に交付する額を決定する権能をこの委員会の方に與える、こういうことになつておりますことを御了承願ひたいと存じます。

○西郷吉之助君 今の御説明で大体よく分りましたが、実際の場合に平衡交付金の決定権は国にあるのですから、こういう場合総額を見積りまして決定される場合に、地方財政委員会の委員は長は國務大臣でありませぬから、閣議でこれを他の關係の協力を求めることができないわけですが、そういう場合に今度は設置さるべきこの地方自治庁の長官は國務大臣なんですが、そういう際國務大臣たる地方自治庁の長官はどういう立場にあるのですか。

○政府委員(小野哲君) お尋ねのように地方自治庁を設けましてその長官を國務大臣を以て當てることに相成るのであります。地方自治庁の職務権限につきましてはこの附則によつて現行法が或る程度修正が行われるのであります。ただ地方自治庁におきましても、地方自治行政或いは財政の制度につきましてはそれと立案し得る権能も與えられておきますので、國務大臣が直接地方財政委員会を所管するわけにございませぬけれども、地方自治庁の性格なりその任務から考へますと、国と各地方団体との連絡に當る、こういうことになつておりますので、この性格なり権限に基きまして長官たる國務大臣が閣議においてこの間の斡旋の勞をとる、利益擁護機関という立場ではないかも存じませぬけれども、地方財政委員会と地方自治庁の緊密な連絡による運営をいたすことも必要でありますので、さような意味合からも國務大臣が閣議において中央地方両財政について相当発言をいたす機会もございませぬようし、又その連絡の衝に當る任務から考へまして、或る程度その間の調節を図り得ることができると、かように考へております。

○西郷吉之助君 実はこの前もちよつと私触れた問題なんです。地方行政調査委員会と地方自治庁と地方財政委員会と三者別個の立場にあるのです。が、そういうものの調整連絡というところが非常に今後緊密に行われなければ非常に弊害を来たすと思うのですが、現在それを法的にどうするというのがないわけでありまして、これを三者のそれぞれが三委員長がどういふふうな連絡調整して行くかというところは今後直ぐ様起る問題であり、今後連絡調整がうまくつければよろしいけれども、つかない場合には却つて地方自治のため三委員長が争うようになつてはいかぬし、争わないうまでもその三つのものの委員長が全然連絡なしに三様の結果を出したら非常にむづかしいようなことになるのですが、その三委員長の連絡調整をつけるようにし、且つ平衡交付金の総額を決定するような場合は、強く国に対してその必要性を説いてそういうふうなことに役立たなければいかぬと思ひますが、こういうふうな三委員長の連絡調整は法的にはむづかしいかも知れませんが、連絡協議会等を設けてなされるものが一番いいじやないかと思ひますがそれが一番いいじやないかと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 先程お答えいたしましたような立場において、實際上は國務大臣が斡旋調節を図るといふような役割をする場合が起つて来るであらうということを想像するのであります。その場合に具体的に地方行政委員会と地方財政委員会と地方自治庁の間の調和を図つていく、調節を図つていくための措置といたしましては、この法律の上では適当な一定の機関を設けて、

【委員長退席、地方行政委員会理事 事堀末治君委員長席に着く】
これを行うというふうなことは定められておらないのでありますけれども、現実の問題といたしましては、實際の上の調節の効果を挙げますために、この三機関において適当に連絡協議をする機会を作るようにいたして参りたい、かように考へております。

○西郷吉之助君 第五條に委員五人のことが書いてありますが、その項に挙げております三委員の外に今後どういふ人を選ぶべきかということなんです。財政委員会は前の地方財政委員会とも聊か内容が違つて来ましたが、一方には自治庁があるのですが、どういふふうな配慮から他の二名を選ぶよりも、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。この第五條にございします五人の委員につきましては、第二項にもありますように「地方自治に關し優れた識見を有する者」ということで非常に抽象的になつております。又その三人につきましては、第三項にございしますようにそれらの「連合組織が推薦した者」こういうことになつておりますが、この三人は必ずしも地方団体の理事者とは限定されておらないので、従つて連合組織が、この第五條の第二項の精神に則りまして、地方自治關係に對して立派な識見を持つておるといふふうな人ならば、これを推薦して来るであらうと思ひます。他の二名につきましては、大体地方行政調査委員会の例もあるものであります。要は、五人の委員を通じて、地方自治に關しまして優れた識見のある者を推薦するといふ建前をとつておるのであります。他の二名においてどういふ人をも具体的に推薦するかというところに相成りますと、尙具体的にこ

ういふ人物ということでは申上げる段階にまでは至つておらないのであります。が、この第五條の趣旨を十分に尊重し又これに則りまして、政府といたしましても適任者を選んで参りたいという心組を持つておる次第であります。

○西郷吉之助君 ここに掲げてありますところの三項の一、二、三の人につきましては、その任免権につきましては總理大臣はこれをやめさせる場合に、推薦した連合組織の意見を聽かなければならぬということになつておりました。これは可なり身分が保障されておるのですが、その他の二名につきましてはそういうふうな身分保障のようないことがなくて、この五人の委員会の中に差等があると思ひますが、その点は如何ですか。

○政府委員(小野哲君) 連合組織から推薦した者にございましては、今西郷さんからお話のような手続をとることになつておりますが、併しながら委員全体を通じては第七條にもございしますような慎重な手続をとることになつておりますので、特に地方公共団体の連合組織の意見を聽くということに關しましては、これらが団体の連合組織が推薦した方々でありますので、できるだけ一層慎重な取扱をすることゝが妥當であらうと、こういう氣持が加味されておるわけにございします。

○西郷吉之助君 そうしますと、他の二人はそういうふうな組織の皆でないから、やはり一方的に首を切られるような虞れなしとしない。尙且つ吉田内閣におきましては、中小企業庁の長官であるとか水産庁の長官であるとか意に反して首を切られたようなことが現実にあるのです。他の二人につきまし

て、これは可なり身分が保障されておるのですが、その他の二名につきましてはそういうふうな身分保障のようないことがなくて、この五人の委員会の中に差等があると思ひますが、その点は如何ですか。

○政府委員(小野哲君) 連合組織から推薦した者にございましては、今西郷さんからお話のような手続をとることになつておりますが、併しながら委員全体を通じては第七條にもございしますような慎重な手続をとることになつておりますので、特に地方公共団体の連合組織の意見を聽くということに關しましては、これらが団体の連合組織が推薦した方々でありますので、できるだけ一層慎重な取扱をすることゝが妥當であらうと、こういう氣持が加味されておるわけにございします。

○西郷吉之助君 そうしますと、他の二人はそういうふうな組織の皆でないから、やはり一方的に首を切られるような虞れなしとしない。尙且つ吉田内閣におきましては、中小企業庁の長官であるとか水産庁の長官であるとか意に反して首を切られたようなことが現実にあるのです。他の二人につきまし

でも一方的に首を切るということではなく、連合組織の方はその意見を予め徴しなければならぬということになっておりますが、他の二人につきましても、内閣総理大臣はこういう場合はやはり本人のやめるという意思を同意を得てやるのか、或いは物議を醸したように、一方的に首を切ることでいいのかどうか、その点を一つ伺っておきたい。

○政府委員(小野哲君) 西郷さんのおつしやいましたように、この委員会の性格なり或いは委員の重要な任務に鑑みまして、政府が一方的に罷免をするというふうなことは妥当でない、これは全く同感でございます。それにつきましては、連合組織から推薦された者についてはその連合組織の一応意見を聴くということになっておりますが、その他の委員につきましては一方的に政府がこれを行うということでは適当でないという考えから、第七條の第一項の規定を設けたのでありまして、一号、二号に該当する以外は「その意に反して罷免されることがない」ということになっておりますし、仮に第七條第一項各号に該当するような場合がありした場合においても、内閣総理大臣が勝手にこれを処置するといふものではなくて「両議院の同意を得て、これを罷免することができ」という趣意を置いておきますので、この間におきましては、勿論御指摘のようにならざるに、慎重な態度で以て処理いたして行くことと、私も考えておる次第であります。

の問題であります。第五條によりますと「委員会は、委員五人をもつて組織する」ということになっておりました、その中の三人は明確に規定されておるのでありますが、他の二人については何ら制限的な規定もないわけでありまして、ところが地方財政委員は、或る意味においては国家公務員法で定められておる人事官以上の直接的な大きな権限を持つておるわけでありまして、ところが人事官の場合には、国家公務員法第五條によりますと、こういう制限的な規定があるのであります。即ち「任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的影響力をもつ政党员であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事官規則の定めるところにより、人事官となることができない」と、こういう規定があるわけでありまして、私は地方財政委員の場合にもやはりこういうしたものゝ類する何らかの制限的な規定を必要とするのではないかというふうに考えますが、これに対する政府の見解を伺いたいのであります。

○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。三好さんの言われますように、この地方財政委員会が或る程度独立性を興えられておる、従いまして、委員も又その精神に基いて行動をしなければならぬということも私も同感でございます。ただ只今お話のありましたように、人事院における人事官の任免に關すると同じような考え方を、地方財政委員会の委員にも当嵌めるべきであるかというところに、問題があるであらうと思つておるものであります。この点につきましては、地方財政委員会の委員はこの法律案にもございまして「地方自治に關し優れた識見を有する者」、これを更に具体的に申し上げますと、この委員会の持つておきます権限からいたしまして、やはり地方財政等にも關する業務の相当實際的、且つ専門的な部門に互るものが多いのであります。従いまして、相成るべくは勿論広く人材を求めるといふことが適當であると思つておるわけでありますが、この委員自身を持つ任務から考えまして、或る程度その場合において、今申しましたような事情を斟酌する必要があるのでないか。これに対して人事官につきましては、国家公務員法の運用の面に當る極めて重要な職務でありまして同時に、事、人事に關する問題でございまして、国家公務員法の條項にもございまして、極めて公平にこれをやつて行かなければならぬ、そういうふうな考えから、只今三好さんのお話になりましたような制限をつけることが必要である、こういう立法の趣旨であると思つておるものであります。そういう点から考えますと、地方財政委員会の委員と人事院の人事官と同じような建前でこれを考えることが適當ではなからう、こういう考えからこの法律案におきましてはさような制約を設けることを避けた次第であります。

○三好始君 只今の御説明では私達十分に了解することはできかねるのであります。政府においては地方財政委員が政党關係者であつてもいいとお考えになつておるのかどうか念のために重ねてお伺いしたいのであります。

○政府委員(小野哲君) 只今の段階で政党關係者であつてもいいとか悪いとかということをお断定することは如何かと思つておる、要は連合組織が推薦して参りますことになつておるかどうか、果してこの推薦された人達が如何なる政党に屬しておるかということも、果してこの推薦の際に問題になるものであります。併しなからうとも地方自治に關して優れた識見をもつておるような方々を推薦して来るわけでありまして、必ずしも政党の問題に拘泥いたしませんと或いは適任者を得られない場合も起つて来るかと考えられるのであります。これらに對しては、勿論推薦する側におきましても、地方自治の利益を擁護する建前においてその利益代表者としての立場で推薦して来るわけでございますので、良識に従つた判断に基いて推薦して来るであらうと、いうことを期待いたしておるのであります。

○三好始君 只今の御答弁は、第五條第三項に掲げる連合組織が推薦するものに関するお答えだつたかと思つておる、私は特に問題にいたしておる、これは別に問題にいたしておる、これは二人の委員を特に問題にいたしておるのであります。只今のお答えは連合組織が推薦したものに限定したお答えであつたように思つておる、重ねてお答弁頂きたいのであります。

○政府委員(小野哲君) 重ねてお答えいたしますが、只今申しましたのは例えは連合組織が推薦する場合ということを一例としてとり上げたのであります。私の気持は、五人の委員の推薦及びこれに伴う任命に當りましてはさうな気持で行くべきである、特に地方財政委員会の任務なり性格から考えまして、或る程度やはり地方財政に關心をもち又こと地方自治に關しまして識見をもつような、地方自治のために働いておることを期待しておるわけであります、このことを期待しておる方がいかにいかにいかに選定をいたしますか、併しなからうともさうな考慮を交えながらやつて参りたい。かような考えからして推薦した場合に對しての例をとり上げたのであります。

○三好始君 この問題は更に検討しなければならぬ問題も多かと思つておる、連合委員会を打切つて地方財政委員会において審議される段階におきましても十分な御研究を頂きたいことを希望することに止めまして、もう一点だけお尋ねいたして置きたいと思つておる。それは昨日お尋ねいたした法案の第二條の規定の仕方が、最近設けられておる設置法關係の法律案の例を破つた規定の仕方になつておる、これは適當でないという立場から昨日お伺いして、法務總裁の方からいろいろお答えがあつたわけでありまして、政府として第二條を一般の設置法にならせた規定に改めることによつて、實質上地方財政委員会設置法の運営の上へ何らかの支障があるとお考えになつておるのか。或いは一般の例にならせた規定に直すことはさうした弊害が

あるわけではないとお考えになつておられますか、その点を念のために伺つておきたいのであります。

○政府委員(小野哲君) 昨日法務総裁からどういふ御答弁がありましたか、私実は席におりませんでしたので聞いておらないのでございますが、私共の考え方としては、内閣総理大臣の所轄の下に地方財政委員会を設置する、この所轄という点が三好さんの御質問の要点になつておるのではないかと、こう思ふのであります。恐らく三好さんの御意見としては国家行政組織法に基いて外局として地方財政委員会を設置する、こういうふうを書くべきではないか、こういう御意見のように承つたのであります。この法律案で特に「内閣総理大臣の所轄の下」といふ言葉を使ひまして、国家行政組織法の外局として掲げることを避けました点につきまして私の所見を申述べたいと思ふのであります。この「内閣総理大臣の所轄」といふ言葉の考へ方は、地方財政委員会がどこに属しているかということ、言換えればその行政機関の属する系統を示して、こういうふうに解釈しておるのであります。従ひまして地方財政委員会が内閣総理大臣の所轄に属するという意味は、地方財政委員会という行政機関は内閣総理大臣に繋がりを持つて、こういうだけの意味と私共は考へるのであります。而してその繋がり方はこの法律案の各條章の規定を見まして判断するより外はないであらう、而してこの点については地方財政委員会は其の権限から申しまして相当程度の独立性を持つておりながら、尙内閣総理大臣の補佐機関としての性格をも持

つておりますので、こういう意味合におきまして総理府の外局である地位を失わない、こういう考へ方を持つていられるわけでありませぬ。この点がこの地方財政委員会の性格をこの法律案で或る程度明らかにするために、かような言葉遣ひをしていられるのである、かように御了承を願ひたいと思ふのであります。

○三好始君 昨日法務総裁にお尋ねいたしましたように、国家行政組織法が施行されて以来の設置法は、例外なく国家行政組織法との繋がりをも明示いたしておるのであります。国家行政組織法第三條第二項の規定に基いてこの設置法が設けられたのであるという意味を明らかにいたしておられます。ところが地方財政委員会設置法案に限つてそういう規定がないために、地方財政委員会が或る程度の独立性を持つておるような点も関連いたしまして、国家行政組織法上の性格は不明瞭になるのであります。そこでどうしても、第三條第二項の委員会であるということも明示することが、混乱を避ける上から申しましても必要なのではないかというの、私の趣旨なのであります。そうすることが、実質的に何らかの支障があるかどうかということ、先程お尋ねいたしましたわけでありませぬ、これに対して簡単に結構でありますから結論的なお答えを伺ひたいと思ひます。

○西郷吉之助君 ちよつとそれに関連して、今の点なんです。昨日から非常に論議されておりますので、若し場合によつては答弁の際に速記を停止して納得できるように説明なさる方がよいのではないかと思ひます。

○委員長代理(堀末治君) 速記を止めて下さい。
午前十一時三十二分速記中止

午後零時八分速記開始
〔委員長代理堀末治君退席、委員長長蓆〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めして下さい。

○政府委員(小野哲君) 地方財政委員会を設置することが必要であるということについての経過については先程申上げたのであります。地方財政制度に關する法令案の企画立案権を地方自治庁に残すということについての御質問のようになつておる。地方財政制度も制度といつたしましては地方自治に關する制度と大体において表裏をなすものと申してよいかと思ふのであります。制度一般の企画、立案の任に當るものが地方自治庁と考へておりますので、従ひましてこれらの制度一般につきます。地方自治庁が立案権を持つていふことは必ずしも不適当とは申し得ないのであります。この辺は両者の間において長短相補なつて行きますならば、運営上又自治権確立の大きな目的を達成する意味から申しましても、不都合なく運営がされるものであらう、かように考へておるのであります。

○委員長(岡本愛祐君) この際政府にお尋ねしておきますが、国家公安委員会につきまして内閣から議員国務大臣が所管大臣として出ている、そこで自治庁長官は国務大臣をもつて充てるのだから、それは委員が地方財政委員会の方として又その担当の国務大臣といふのはできるかどうか、できたとい

げ自治庁の長官たる国務大臣が兼ねるとすれば、これは非常に強大な権限になつて、地方財政委員会の独立性というものが失われやしないかどうか、こういう点についてよく辯つて御研究なすつて本多国務大臣から責任ある御答弁を承つて置きたいと思ひます。
○政府委員(小野哲君) かしこまりました。

○委員長(岡本愛祐君) それでは先程河井内閣委員長から申出がありましたからこれで連合委員会は閉会をいたします。
午後零時十三分散会
出席者は左の通り。
地方行政委員
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
竹中 七郎君

委員 吉川末次郎君
三木 治朗君
黒川 武雄君
山田 佐一君
岩本 哲夫君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
濱田 寅藏君
内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 門屋 盛一君
委員 城 義臣君
竹下 豊次君
伊達源一郎君
町村 敬貞君
三好 始君

政府委員 小野 哲君
地方自治政務次官 荻田 保君
地方自治庁次長 荻田 保君